

## 学校教育法施行規則の一部を改正する省令要綱

一 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者を加えること。（第六十九条関係）

二 高等学校に二年以上在学した者に準ずる者として、文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者を加えること。（第六十九条の五関係）

三 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者を加えること。（第七十条第一項関係）

四 この省令は、公布の日から施行すること。ただし、第六十九条、第六十九条の五及び第七十七条の五の改正規定並びに附則第二項の規定は、平成十七年十二月一日から施行すること。（附則第一項関係）

五 他所要の規定の整備を行うこと。

○文部科学省令第四十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条、第五十七項第二項、第六十七条第一項及び第八十二条の三第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十九条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第六十九条の五中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十九条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文

部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者

第七十条第一項中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

第七十七条の五中「第六十九条第一号から第四号までの各号の一」を「第六十九条第一号、第二号、第四号若しくは第五号」に改め、同条第一号中「三年」を「三年以上」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十九条、第六十九条の五及び第七十七条の五の改正規定並びに附則第二項の規定は、平成十七年十二月一日から施行する。

### （高等学校卒業程度認定試験規則の一部改正）

2 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「第六十九条の五第五号」を「第六十九条の五第六号」に改める。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表  
 ◎学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六十九条 学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>四・七 (略)</p> <p>第六十九条の五 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。</p> <p>一・三 (略)</p> <p>四 第六十九条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>第七十条 学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力が</p>	<p>第六十九条 学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>三・六 (略)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第六十九条の五 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。</p> <p>一・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>第七十条 学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力が</p>

あると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一〜四 (略)

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六〜八 (略)

2 (略)

第七十七条の五 学校教育法第八十二条の三第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第五十六条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第六十九条第一号、第二号、第四号若しくは第五号に該当する者又は次の各号の一に該当する者とする。

一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者

二・三 (略)

あると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第六号及び第七号については、大学院への入学に係るものに限る。

一〜四 (略)

(新設)

五〜七 (略)

2 (略)

第七十七条の五 学校教育法第八十二条の三第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に関し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第五十六条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第六十九条第一号から第四号までの各号の一に該当する者又は次の各号の一に該当する者とする。

一 修業年限が三年の専修学校の高等課程を修了した者

二・三 (略)

改 正 案	現 行
<p>(証明書の交付) 第十条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九條の五第六号に規定する者がその試験科目の全部について合格点を得た旨の証明を願ひ出たときは、特別合格証明書を交付する。</p> <p>6 (略)</p>	<p>(証明書の交付) 第十条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九條の五第五号に規定する者がその試験科目の全部について合格点を得た旨の証明を願ひ出たときは、特別合格証明書を交付する。</p> <p>6 (略)</p>

○文部科学省告示第百三十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第四号の規定に基づき、大学入  
学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年  
文部省告示第四十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第十  
九号の二を第十九号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二  
号とし、第二十四号を第二十三号とする。

◎大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十三年文部省告示第四十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇十二 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>十三〇十八 (略)</p> <p>十九 (略)</p> <p>二十 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>二十一〇二十三 (略)</p>	<p>一〇十二 (略)</p> <p>十三 削除</p> <p>十四〇十九 (略)</p> <p>十九の二 (略)</p> <p>二十 (略)</p> <p>二十一 専修学校の高等課程の修業年限三年以上の課程で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>二十二〇二十四 (略)</p>

○文部科学省告示第百三十六号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条の五第五号の規定に基づき、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正し、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

第一号を削る。

第二号中「前号」を「第四号」に改め、同号を第一号とする。

第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

◎高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削除)</p> <p>一 高等学校及び学校教育法施行規則第六十九条の五第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に<del>通算して二年以上在学した者</del></p> <p>二〇五 (略)</p>	<p>一 大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定（昭和二十三年文部省告示第四十七号）第二十一号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程の修業年限三年以上の課程に文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者</p> <p>二 高等学校及び学校教育法施行規則第六十九条の五第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び前号に掲げる課程に<del>通算して二年以上在学した者</del></p> <p>三〇六 (略)</p>

○文部科学省告示第三百三十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条第三号の規定に基づき、専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定め、平成十七年十二月一日から施行する。

平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

- 一 修業年限が三年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。

○文部科学省告示第三百三十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十条第一項第五号の規定に基づき、専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を次のように定める。

平成十七年九月九日

文部科学大臣 中山 成彬

- 一 修業年限が四年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

【参考】学校教育法の関係条文並びに法令改正後の省令及び告示の条文について

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十六条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

② 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学の大学院が置かれていること。  
二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第五十七条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

② 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

③ 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができる。

② 前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第八十二条の三 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に依りて前条の教育を行うものとする。

- ③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- ④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第六十九条 学校教育法第五十六条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したのもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したものであるもの

第六十九条の五 学校教育法第五十六条第二項の規定により、高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次の各号の一に該当する者と定める。

- 一 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部に二年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における九年の課程に引き続き学校教育の課程に二年以上在学した者
- 三 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に二年以上在学した者
- 四 第六十九条第三号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において二年以上在学した者
- 五 文部科学大臣が指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則第四条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を

得た者（旧規程第四条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、十七歳に達したものを

## 第七十条

学校教育法第五十七条第二項又は第六十七条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に關し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第六号及び第七号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第六十八条の二第三項の規定により学士の学位を授与された者

二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程）当該課程に係る研究科の基礎となる学部（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程）の入学については、十八年）の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程）は、十八年）の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 学校教育法第六十七条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

八 大学院において、個別の入學資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したものを

## 2 (略)

第七十七条の五 学校教育法第八十二条の三第三項に規定する専修学校の専門課程の入学に關し高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められる者は、同法第五十六条第一項に規定する通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは第六十九条第一号から第四号までの各号の一に該当する者又は次の各号の一に該当する者とする。

一 修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者

- 二 学校教育法第五十六条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる専修学校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められたもの
- 三 専修学校において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者で、十八歳に達したものであるもの

○大学入學に關し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定する件（昭和二十二年文部省告示第四十七号）

学校教育法施行規則第六十九条第三項の規定により、大学入學に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- 一 従前の規定による高等学校高等科又は大学予科の第一学年を修了した者
- 二 専門学校本科又は中等学校卒業程度を入學資格とする専門学校予科の第一学年を修了した者
- 三 高等師範学校、女子高等師範学校、実業教員養成所又は臨時教員養成所の第一学年を修了した者
- 四 師範学校本科（昭和十八年勅令第九号施行以前のものを除く。）又は青年師範学校の第一学年を修了した者及び師範学校予科において四年の課程を修了した者
- 五 昭和十八年勅令第九号施行以前の師範学校の本科第一部第四学年又は本科第二部第一学年を修了した者並びに青年学校教員養成所の第一学年を修了した者
- 六 修業年限五年の高等女学校卒業程度を入學資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第一学年を修了した者又は修業年限四年の高等女学校卒業程度を入學資格とする高等女学校の専攻科又は高等科の第二学年を修了した者
- 七 国民学校初等科修了程度を入學資格とする修業年限五年の実業学校卒業程度を入學資格とする実業学校専攻科の第一学年を修了した者又は国民学校初等科修了程度を入學資格とする修業年限四年の実業学校卒業程度を入學資格とする実業学校専攻科の第二学年を修了した者
- 八 大正七年度省令第三号第二条第二号により指定した学校の第一学年を修了した者（昭和三十年三月三十一日までに修了した者に限る。）
- 九 従前の規定による大学において高等学校高等科又は専門学校本科と同等以上の学校として入學資格を認められた学校の第一学年を修了した者
- 十 朝鮮教育令、台湾教育令、在關東州及滿州国帝国臣民教育令又は在外指定学校規則による学校において前各号の一に該當する者
- 十一 高等学校高等科学力検定試験又は専門学校卒業程度検定試験に合格した者
- 十二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）による小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の普通免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）によりこれらの免許状を有するものとみなされた者（旧教員免許令（明治三十三年勅令第三百三十四号）に基く旧実業学校教員検定に關する規程（大正十一年文部省令第四号）による実習科目に

- 関する限りの実業学校教員免許状を有する者を除く。)
- 十三 専門学校の別科第一学年を修了した者、但し、中等学校(旧中等学校令第十九条の規定によるものを除く。)卒業程度を入学資格とする者に限る。
- 十四 東京盲学校師範部甲種音楽科第一学年、同鍼按科第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者、又は東京聾啞学校師範部技芸科第一部第一学年を修了した者及び同校師範部普通科乙種を卒業した者
- 十五 各都道府県において行い新制大学の入学資格を認定する試験に合格した者(昭和二十六年三月三十一日までの試験に合格した者に限る。)
- 十六 旧運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百五十七号)による商船学校の席上課程三年修了者
- 十七 旧海軍工廠、旧海軍航空廠、旧海軍技術廠、旧海軍火薬廠、旧海軍施設部、旧海軍燃料廠及び旧海軍工作部(旧海軍工廠等という。以下同じ。)に設置した工員養成所において修業年限二年の補修科を修了した者、旧海軍工廠等に設置した工員教習所において修業年限一年の補修科を修了した者又は旧海軍工廠等に設置した職工教習所において修業年限二年の高等科、修業年限一年の専修科若しくは補修科を修了した者
- 十八 独立行政法人海員学校法(平成十一年法律第二百四十四号)による海員学校(旧運輸省設置法、旧運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十二年政令第三百三十三号)による改正前の国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)による海員学校を含む。)の高等科を卒業し、独立行政法人海技大学校法(平成十一年法律第二百二十二号)による海技大学校(旧運輸省設置法、旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令による海技大学校を含む。以下この号において同じ。)の通信教育部の普通科A課程を卒業した者(昭和五十年四月一日以降に海技大学校の当該課程に入学した者に限る。)
- 十九 独立行政法人海員学校法による海員学校(旧運輸省組織令及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令による改正前の国土交通省組織令による海員学校を含む。)の本科を卒業した者
- 二十 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で十八歳に達した者
- 二十一 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で十八歳に達した者
- 二十二 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で十八歳に達した者
- 二十三 外国人を対象に教育を行うことを目的として我が国において設置された教育施設であつて、その教育活動等について、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウエスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・アンド・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンブプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるヨーロッパアン・カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けたものに置かれる十二年の課程を修了した者で、十八歳に達した者

○高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を定める件（平成十三年文部科学省告示第百六十七号）

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第六十九条の五第四号の規定により、高等学校に、文部科学大臣が定める年数以上在学した者に準ずる者を、次のように指定する。

- 一 高等学校及び学校教育法施行規則第六十九条の五第一号に掲げる学校並びに同条第三号に掲げる施設並びに同条第二号及び第四号に掲げる課程に通算して二年以上在学した者
- 二 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。）に合格した者で、十七歳に達したものの
- 三 スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で、十七歳に達したものの
- 四 ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を有する者で、十七歳に達したものの
- 五 フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を有する者で、十七歳に達したものの